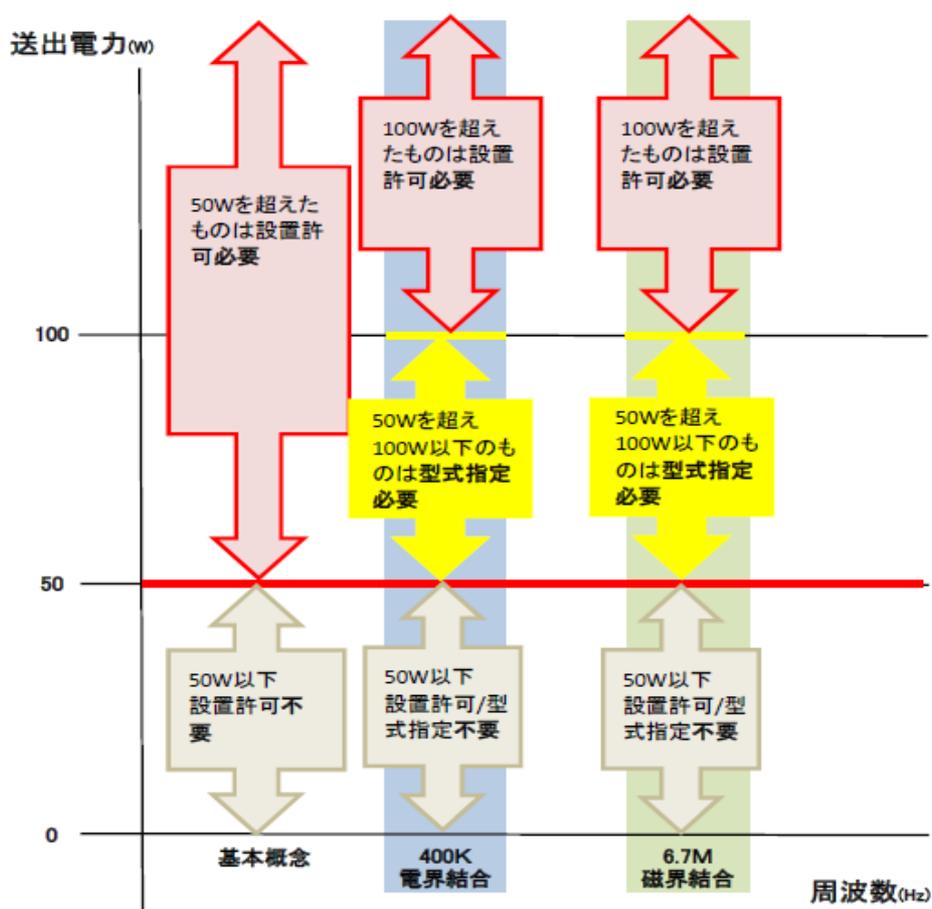


ワイヤレス電力伝送システム の一部が型式指定の対象になりました

平成 28 年 3 月 15 日、電波法施行規則が改正 (*) され、高周波利用設備の通信用途以外の設備の内、以下の品目については型式指定の対象となりました。

- 400kHz 帯電界結合型一般用非接触電力伝送装置
- 6.7MHz 帯磁界結合型一般用非接触電力伝送装置
- 電気自動車用非接触電力伝送装置



上記以外の品目については、従前のとおりです。(高周波利用設備の通信用途以外の設備は、送出電力 50W を超えるものについては設置許可が必要です。) なお、電気自動車用非接触電力伝送装置について技術基準が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

* 電波法施行規則の一部を改正する省令 総務省令第 15 号 (平成 28 年 3 月 15 日)